

保土ヶ谷公園有料施設の利用料金減免基準について
(神奈川県都市公園条例第 36 条による利用料金の減免)

県立保土ヶ谷公園 指定管理者

(公財) 神奈川県公園協会・(株) サカタのタネ・

(株) オーチャー グループ

1 神奈川県都市公園条例第 15 条第 1 項に係わる利用料金

(1) 次の項目のいずれかに該当する場合には、免除できるものとする。

ア 地方公共団体又は指定管理者が体育・文化行事等を行うために使用するとき。

イ 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所がその在籍する者を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するとき。

ウ 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するとき。

エ 身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい(児)者が有料の公園施設を利用するとき。

(2) 次の項目のいずれかに該当する場合には、半額免除できるものとする。

ア 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所がその在籍する者を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき。

イ 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき。

(3) その他、公共的目的で使用する場合で、特にやむをえないと認められるときは、神奈川県と協議し、前 2 項のほか減額又は免除できる。

2 サッカー場及びラグビー場の利用料金について

神奈川県都市公園条例第 35 条第 2 項(保土ヶ谷公園サッカー場及びラグビー場に限る)に係わる利用料金については、施設改修等に伴う使用料改正(平成 19 年 7 月 1 日改正)の激変緩和措置として、当分の間、高等学校、義務教育諸学校、幼稚園、保育所及びこれらに準ずる教育施設に在籍する者を対象とした試合又は練習等を行うために入場料を徴しないでその施設を利用するときは半額免除することができるものとし、入場料を徴してその施設を利用するときは、4 分の 1 を免除できるものとする。

また、高等学校及び高等学校に準ずる教育施設に在籍する者を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するときは、免除できるものとし、入場料を徴してその施設を利用するときは、半額免除できるものとする。

《備 考》

利用料金減免基準について

(1)ーアの項中、体育行事とは、県・市・町・村が一般住民を対象として主催する大会等をいう。

(1)ーイの項中、義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、又は特別支援学校の小学部若しくは中学部及び中等教育学校の前期課程をいう。また、本項でいう体育行事とは、学校全体で行う体育行事をいう。

(1)ーウの項中、社会福祉事業を営む団体等とは、国、地方公共団体及び社会福祉事業法第 29 条に規定する厚生労働大臣の認可を受けて社会福祉法人として設立した団体をいう。

2 の項中、これらに準ずる教育施設・高等学校に準ずる教育施設とは、学校教育法第 1 条に規定する中等教育学校、特別支援学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条に規定する各種学校をいう。